

自販機やATMの設置場所の 帳簿記載が不要に

消費税の仕入税額控除を適用するには、原則、インボイスと帳簿の両方の保存が必要ですが、帳簿のみの保存で問題がない場合があります。その際の帳簿の記載事項について、一部見直し
が令和6年度税制改正の大綱で示されています。この中から、自動販売機特例についてご案内
します。

自動販売機特例とは

自動販売機又は自動サービス機により行われる取引について、税込価額が3万円未満である場合には、支払側（買手）は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除の適用を受けることができます。これを「自動販売機特例」といいます。

【自動販売機特例の対象取引例】

- 自動販売機による飲食料品の購入
- 金融機関のATMによる手数料を対価とする
入出金サービスや振込サービスの利用
- コインロッカーやコインランドリー等による
サービスの利用

この場合の一定の事項とは、現行では次の記載事項を指します。

【記載事項】

- ① 取引の相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 取引の相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定するもの(国税庁告示)は記載不要)
- ⑥ 特例の対象となる旨

見直しの内容

自動販売機特例が適用される取引について、記載事項のうち⑤（取引の相手方の住所又は所在地）の記載を不要とする見直し案が令和6年度税制改正の大綱で示されました。

すでに出張旅費特例や公共交通機関特例では、国税庁告示により⑤の記載が不要とされていますが、これに自動販売機特例も加わる
こととなります。

この見直し案は今後、国税庁告示が改正されることで整備されていく予定ですが、運用上、インボイス制度開始（令和5年10月1日）から記載は求めないことが、令和6年度税制改正の大綱の閣議決定日と同日（令和5年12月22日）付で、国税庁から公表[※]されました。この場合、すでに帳簿に記載があっても何らの対応も不要です。また、今後も記載を継続することについて問題は
ありません。

なお、帳簿の記載例が上記公表内で示されています。

- 自動販売機で飲料（1本150円）を20本（3,000円）購入した場合、帳簿の記載例

総勘定元帳（会議費）		(株)〇〇	
XX年		借方	貸方
月	日	摘要	
2	8	自販機 飲料※	3,000
：	：	：	：

※は軽減税率対象品目

出典：国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」

ここでは記載事項⑤の記載不要の他、①と⑥が「自販機」の記載で問題ない旨もご確認いただけるかと思
います。今後の帳簿記載時の参考になさってください。

（※）国税庁「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_0023012-213.htm